

## 岡山県強い農業づくり総合支援交付金交付要綱

制定 令和4年4月5日付け農産第556号  
改正 令和5年4月3日付け農産第317号  
岡山県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 知事は、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号、農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に基づいて行う事業（以下「交付事業」という。）に要する経費に対し予算の範囲内において交付金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年8月17日付け岡山県規則第56号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象経費及び交付率等)

第2条 交付の対象は原則として市町村とし、経費及び交付率等は別表に定めるところによる。

(交付申請)

第3条 第1条に規定する交付事業に係る交付金の交付を受けようとする者は、交付金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事又は県民局長（以下「知事等」という。）が別に定める日までに知事等に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 県徴収金等の滞納がないことの証明
- (3) その他知事等が別に指定する書類

2 交付金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たっては、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

(申請の取下げ期限)

第4条 交付金の申請をした者は、規則第8条第1項の規定により交付金の交付決定を受けた日から起算して15日以内に申請の取下げをすることができる。

(中止、廃止及び別表の重要な変更を伴う承認申請)

第5条 交付金の交付の決定を受けた者(以下「交付事業者」という。)は、規則第10条の規定により承認を受けようとするときは、変更(中止又は廃止)承認申請書(別記様式第2号)を知事等へ提出しなければならない。

2 知事等は、前項の規定による変更等の承認申請を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、変更等の承認を行い、交付事業者に通知するものとする。この場合において、知事等は必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽易な変更)

第6条 規則第10条ただし書に規定する知事が別に定める軽易な変更とは、別表の重要な変更の項に掲げる変更以外の変更とする。

(事業の着手から事業完了に伴う手続き)

第7条 事業着手から事業の完了に伴う事務手続きについては、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」(令和4年4月1日付け3新食第2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号農林水産省総括審議官(新事業・食品産業)、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知。以下「事務取扱」という。)を準用するものとする。

(事業遅延の届出)

第8条 交付事業者は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届(別記様式第3号)を知事等に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第9条 交付事業者は、交付金の交付決定に係る年度の12月31日現在において事業遂行状況報告書(別記様式第4号)を作成し、当該年度の1月10日までに知事等に提出しなければならない。ただし、第13条第1項ただし書に規定する概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

なお、12月31日現在で事業完了していない前年度からの繰越事業についても同様とする。

- 2 知事等は、前項に定める時期のほか、交付事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、交付事業者に対して当該交付事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第 10 条 交付事業者は、交付事業が完了したとき（事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む）には、事業完了の日から起算して 1 か月を経過した日又は交付金の交付の決定をした年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、交付金実績報告書（別記様式第 5 号）に次に掲げる書類を添付して、知事等に提出しなければならない。

(1) 事業実績書

(2) その他知事等が別に指定する書類

- 2 第 3 条第 2 項ただし書により交付の申請をした者は、前項の実績報告書を提出するに当たって当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第 3 条第 2 項ただし書により交付の申請をした者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した交付事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（別記様式第 6 号）により速やかに知事等に報告するとともに、知事等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により知事等に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第 11 条 知事等は、前条 1 項による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る交付事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付事業者に通知するものとする。

- 2 知事等は、交付事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金を県に納付させるものとする。

(額の再確定)

第 12 条 交付事業者は、前条第 1 項による額の確定通知を受けた後において、交付事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事等に対し当該経費を減額して

作成した実績報告書を第 10 条第 1 項に準じて提出するものとする。

- 2 知事等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 11 条第 1 項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第 11 条第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付金の請求)

第 13 条 交付金の交付は、規則第 14 条に規定する交付金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事等は、事業の執行上必要と認めるときは、規則第 15 条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、交付事業者は、概算払請求書（別記様式第 7 号）を知事等に提出しなければならない。

- 2 交付事業者は、交付金の支払いを受けようとするときは、支払請求書（別記様式 8 号）を知事等に提出しなければならない。

(財産の処分の承認)

第 14 条 交付事業者は、規則第 20 条本文の規定により交付事業により取得し、又は効用を増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、次に掲げるものを交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしようとするときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知。）の定めるところにより、あらかじめ知事等の承認を受けなければならない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び重要な器具

- 2 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(承認を必要としない財産処分)

第 15 条 規則第 20 条ただし書に規定する知事等の承認を必要としない場合とは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 交付事業者が交付金の全部に相当する金額を県に納付した場合
- (2) 当該財産の耐用年数を経過した場合

(交付金に係る帳簿及び証拠書類)

第 16 条 交付事業者は、交付事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類又は証拠物（以下「帳簿等」という。）を備え、交付事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

- 2 交付事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定す

る帳簿等に加え、財産管理台帳（別記様式第9号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

- 3 市町村長は、当該交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、交付金調書（別記様式第10号）を作成しておかなければならない。
- 4 前3項の規定に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（交付金の返還等）

第17条 知事等は、交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 交付事業者がこの要綱の規定に違反し、又は交付事業に関し不正の行為を行ったとき。
  - (2) 交付事業者が虚偽又は不正の申請により、交付金の交付を受けたとき。
  - (3) 交付事業者が交付金の交付の条件に違反したとき。
  - (4) 交付事業の実施が著しく不相当であると認められたとき。
- 2 知事等は、前項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の管理等）

第18条 交付事業者は、間接交付事業者が間接交付事業により取得し又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるように指導しなければならない。

（間接補助金交付の際付すべき条件）

第19条 市町村長は、間接交付事業者に交付金を交付するときは、この要綱の第5条から第18条までの規定に準ずる条件のほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) この交付金に係る法令、交付等要綱、本要綱に従うべきこと。
- (2) 交付事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、交付事業者の承認を受けないで、交付金の交付の目

的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により交付事業者による間接交付金の交付の決定をもって交付事業者の承認を受けたものとする。

(ア) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること

(イ) 本来の交付の目的の遂行に影響を及ぼさないこと

(3) (2) による交付事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を交付事業者に納付させることがあること。

(4) 間接交付事業者は、間接交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることできる。

(5) 間接交付事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止等に関する申立書(別記様式第11号)の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月5日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、岡山県強い農業・担い手づくり交付金交付要綱(平成31年4月12日付け農産第97号農林水産部長通知)は廃止する。
- 3 令和3年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

別表（第2条、第6条関係）

区 分	経 費	交 付 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
農業・食品産業強化 対策整備交付金 1 産地基幹施設等 支援タイプ				
(1) 産地競争 力の強化	<p>1 事業費 交付等要綱に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>2 附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費</p>	<p>定額、定額（6/10、11/20、1/2、3/10、4/10、1/3、1/4、1/5 以内）</p> <p>なお、それぞれの交付率に該当する取組は、交付等要綱別表1のIの定めるところ（第4の1のただし書の規定に基づく緊急の事業については、農産局長等が別に定めるところ）によるものとする。</p> <p>定額（1/2 以内）</p>		<p>1 事業の新設、中止又は廃止</p> <p>2 事業実施主の変更</p> <p>3 事業費の30%を超える増又は交付金の増</p> <p>4 事業費又は交付金の30%を超える減</p>
(2) みどりの 食料システム 戦略の推進	<p>1 事業費 交付等要綱に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>2 附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費</p>	<p>定額(1/2 以内)</p> <p>定額（1/2 以内）</p>		

(3) スマート農業の推進	<p>1 事業費 交付等要綱に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>2 附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費</p>	<p>定額(1/2 以内)</p> <p>定額 (1/2 以内)</p>		
(4) 産地における戦略的な人材育成の推進	<p>1 事業費 交付等要綱に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>2 附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費</p>	<p>定額(1/2 以内)</p> <p>定額 (1/2 以内)</p>		
2 卸売市場等支援タイプ				
(1) 食品流通の合理化	<p>1 事業費 交付等要綱及び市場法第16条第1項に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>2 附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査</p>	<p>定額 (4/10、1/3以内)</p> <p>なお、それぞれの交付率に該当する取組は、交付等要綱別表1のⅡの定めるところ(第4の1のただし書の規定に基づく緊急の事業については、農産局長等が別に定めるところ)によるものとする</p> <p>定額 (1/2以内)</p>	<p>市場法第 16 条第 1 項に基づく法律補助として交付決定された額とそれ以外の相互間における流用</p>	



	<p>検討を行うのに要する経費</p>			
<p>3 地域提案</p>	<p>1 事業費          交付等要綱に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>2 附帯事務費          市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費</p>	<p>定額          なお、交付率は類似する取組の交付率に準ずる。</p>		

別記様式第1号（第3条関係）

〇〇年度岡山県強い農業づくり総合支援交付金交付申請書

番 号  
年 月 日

岡山県知事（県民局長） 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

〔申請者が市町村の場合は  
市町村長名〕

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、岡山県強い農業づくり総合支援交付金交付要綱第3条の規定により、交付金 〇〇〇円の交付を申請します。

記

別紙のとおり

別記

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画（又は実績）

1 整備事業の対象となる事業の内容等

政策目的	市町村名 地区名	事業実施 主体名	事業の内容 (工種、施設区分、構造規格、能力等)	事業費	負 担 区 分				備 考
					交付金	県費	市町村費	その他	
産地競争力の強化				円	円	円	円	円	
みどりの食料システム戦略の推進									
スマート農業の推進									
産地における戦略的な人材育成の推進									
食品流通の合理化	法律補助								
	予算補助								
地域提案メニュー									
合計	事業費								
	附帯事務費								
	計								

(1) 事業費（産地基幹施設等支援及び卸売市場等支援）

(注) 1 交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。

2 地域提案メニューについては、取組内容ごとに該当する政策目的を付記し、「事業概要」「事業費」「負担区分」を記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。

3 食品流通の合理化のうち法律補助の欄は、中央卸売市場施設整備の取組について記入する。また、予算補助の欄は、法律補助以外のメニューについて記入する。

4 備考欄には、政策目的ごと、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。

また、事業を行うに当たって、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、「融資該当有」と記入の上、別表を作成し、添付すること。

(別表) ※融資該当有の場合

政策目的	事業概要	交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
		金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする 金額	償還年数	その他
		○金融公庫	○〇資金	〇〇〇〇円	〇年	
		○農協	○〇資金	〇〇〇〇円	〇年	

(2) 附帯事務費

事業内容	事業費	負担区分			備考
		交付金	県費	市町村費	
合計					

- (注) 1 事業内容欄は、農産局長等が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。  
 2 事業費欄及び負担区分欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入すること。

III 経費の配分及び負担区分

区分	総事業費 (A)+(B) + (C)+(D) 円	事業に要する経費 (又は要した経費) (注) 円	負担区分				備考
			交付金 (A) 円	県費 (B) 円	市町村費 (C) 円	その他 (D) 円	
1 整備事業 ア 事業費  イ 附帯事務費							
合計							

- (注) 「事業に要する経費(又は変更した経費)」欄の記入については、市町村が作成する場合は(A)+(B)+(C)、それ以外の交付事業者が作成する場合は(A)+(B)+(C)+(D)とすること。

IV 事業完了予定(又は完了) ○〇年○〇月○〇日

- (注) 「事業完了予定(又は完了)年月日」は、交付事業において事業実施主体に対して施工業者等から交付対象施設の引渡し完了した年月日又は交付事業において債務が確定した年月日のいずれか遅い日を記載すること。

V 収支予算（又は精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 交付金	円	円	円	円	
2 県費					
3 市町村費					
4 その他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 整備事業	円	円	円	円	(注) 年 月 日
合 計					

- (注) 1 Ⅲ.経費の配分及び負担区分における「事業に要する経費（又は要した経費）」の欄に相当する金額を記入すること。  
 2 事業実施主体に対し間接交付金を交付している場合は、実績報告の際に、備考欄に間接交付金の交付を完了した年月日を記載すること。

VI 添付書類

1 市町村の本交付金の交付に関する規程又は要綱

2 事業計画に以下の資料を添付すること。

(1) 実施設計書、事業実施位置図、機械施設の運用規定、事業実施主体の規約、事業実施主体が任意組合の場合は設立総会の議事録

3 実績報告の際は以下の資料を添付すること。

(1) 財産管理台帳の写し。なお、これにより難しい場合には、事業実績内訳明細書（様式別紙）のみの添付も可能とする。

(注) 1 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

2 VIの添付書類のうち1について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(別紙)

事業実績内訳明細書

事業種類（農業・食品産業強化対策整備交付金）

政策 目的	交付 根拠	交付先名	施設等区分	交付率	事業費	負担区分				備考
						交付金	県	市町村	その他	
					円	円	円	円	円	
計										
計										
計										
合計										

- (注) 1 本明細書は、事業実施主体から提出された実績報告書の内容・添付資料を基に記入し、政策目的ごとに計を設けること。  
2 地域提案メニューは、政策目的の欄に「地域提案」と記入すること。  
3 交付根拠の欄は、法律補助の場合「法律」と記入すること。  
4 施設等区分の欄は、本要綱別表1の施設・機械等名を記入すること。  
5 備考の欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。  
6 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

別記様式第2号（第5条関係）

〇〇年度岡山県強い農業づくり総合支援交付金変更等承認申請書

番 号  
年 月 日

岡山県知事（県民局長） 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

〔申請者が市町村の場合は  
市町村長名〕

〇〇年〇月〇日付け岡山県指令〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、岡山県強い農業づくり総合支援交付金交付要綱第5条の規定により申請します。

記（注2）

- (注) 1 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。  
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。  
なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）
- 3 交付金の額が増額する場合には、件名の「岡山県強い農業づくり総合支援交付金変更等承認申請書」を「岡山県強い農業づくり総合支援交付金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「岡山県強い農業づくり総合支援交付金交付要綱第5条の規定により申請する。」を「岡山県強い農業づくり総合支援交付金交付要綱により交付金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」に書き換えること。

別記様式第3号（第8条関係）

〇〇年度岡山県強い農業づくり総合支援交付事業遅延届

番 号  
年 月 日

岡山県知事（県民局長） 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

〔申請者が市町村の場合は  
市町村長名〕

〇〇年〇月〇日付け岡山県指令〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定の通知のあった事業の遅延について、岡山県強い農業づくり総合支援交付金交付要綱第8条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 事業担当者名〔代表〕（所属部局・職名）
- 2 交付事業の内容及び進捗状況
- 3 遅延理由
- 4 遅延に対して講じた措置
- 5 事業完了予定年月日  
変更前 年 月 日  
変更後 年 月 日
- 6 その他



別記様式第4号（第9条関係）

〇〇年度岡山県強い農業づくり総合支援交付金遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

岡山県知事（県民局長） 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

〔申請者が市町村の場合は  
市町村長名〕

〇〇年〇月〇日付け岡山県指令〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった事業について、岡山県強い農業づくり総合支援交付金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		1 2 月 3 1 日 まで に 完了したもの		1 月 1 日 以 降 に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

ただし、補助率が異なる場合には補助率ごとに記載すること。

2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第5号（第10条第1項関係）

〇〇年度岡山県強い農業づくり総合支援交付金実績報告書

番 号  
年 月 日

岡山県知事（県民局長） 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

〔申請者が市町村の場合は  
市町村長名〕

〇〇年〇月〇日付け岡山県指令〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、岡山県強い農業づくり総合支援交付金交付要綱第10条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

- （注）1 記の記載要領は、別記様式第1号に準ずるものとする。
- （1） 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
  - （2） 間接補助金を交付している場合にあつては、別記様式第1号の記のVの2の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 2 添付書類については、交付申請書又は変更等承認申請書に添付したものから変更があつたものに限り添付すること。
- また、以下の資料を添付すること。ただし（1）の添付を原則とし、（2）については、（1）との併用を可能とする。なお、これらにより難しい場合には、（2）のみの添付も可能とする。
- （1） 財産管理台帳の写し
  - （2） 事業実績内訳明細書

別記様式第6号（第10条第3項関係）

〇〇年度岡山県強い農業づくり総合支援交付金の消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

岡山県知事（県民局長） 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

〔申請者が市町村の場合は  
市町村長名〕

〇〇年〇月〇日付け岡山県指令〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった事業について、岡山県強い農業づくり総合支援交付金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

記

1 交付金の額の確定額 （〇〇年〇月〇日付け岡山県指令〇〇第〇〇号による額の確定通知額）	金	円
2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 交付金返還相当額（3－2）	金	円

（注）1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を交付金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

（1）消費税確定申告書の写し（税務署の受付済のもの）

（2）付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

（3）3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合には、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）

（4）事業実施主体が消費税法第60条第4項（昭和63年法律第108号。以下同じ。）に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

3 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載  
[ ]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載  
[ ]

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合には、交付事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
  - ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合には、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
  - ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合には、交付事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の受付済のもの）
  - ・事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第7号（第13条第1項関係）

〇〇年度岡山県強い農業づくり総合支援交付金概算払請求書

番 号  
年 月 日

岡山県知事（県民局長） 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

〔申請者が市町村の場合は  
市町村長名〕

〇〇年〇月〇日付け岡山県指令〇〇第〇〇号で交付決定通知のあった事業について、岡山県強い農業づくり総合支援交付金交付要綱第13条第1項ただし書きの規定により、下記のとおり金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

（また、併せて、〇年〇月〇日末日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。）

記

区 分	交付決定額 (A)	既受領額 (B)		遂行状況 報告(※)	今回請求額 (C)		残額 (A)-((B)+(C))		事業完了 予定年月 日	備考
		金額	出来高	〇月〇日 現在の出来高	金額	〇月〇日 現在の出来高	金額	〇月〇日ま での予定出来高		
	円	円	%	%	円	%	円	%		

（振込先金融機関）

金融機関名		店舗名
預金種別		口座番号
		口座名義人 (フリガナ)

（注）遂行状況報告を兼ねる場合は、本文に（ ）部分を記載し、※の遂行状況報告欄を記載すること。

発行責任者及び担当者			
発行責任者	〇〇長	〇〇 〇〇	(連絡先 ×× ×× ××)
担当者	〇〇	〇〇 〇〇	(連絡先 ×× ×× ××)
※押印する場合は、担当者等の記載がなくてもよい。			

別記様式第8号（第13条第2項関係）

〇〇年度岡山県強い農業づくり総合支援交付金支払請求書

(番 号)  
年 月 日

岡山県知事（県民局長） 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

〔申請者が市町村の場合は  
市町村長名〕

〇〇年〇月〇日付け岡山県指令〇〇第〇〇号で確定（交付決定）通知のあった岡山県強い農業づくり総合支援交付金について、下記により交付を受けたいので請求します。

記

(単位：円)

区 分	確定額 (①)	既受領額 (②)	今回請求額 (③)	残額 (①－②－③)

(振込先金融機関)

金融機関名		店舗名	
預金種別	口座番号	口座名義人 (フリガナ)	

発行責任者及び担当者

発行責任者 〇〇長 〇〇 〇〇 (連絡先 ×× ×× ××)  
担当者 〇〇 〇〇 〇〇 (連絡先 ×× ×× ××)

※押印する場合は、担当者等の記載がなくてもよい。

別記様式第9号（第16条第2項関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

地区名		地区		事業実施年度		年度		農林水産省所管交付金名：強い農業づくり総合支援交付金									
事業区分	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制限 年月日	承 認 年月日	処分の 内 容	
									交付金	都道府 県費	市町村 費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合 計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 10 号（第 16 条第 3 項関係）

〇〇年度  
農林水産省所管

強い農業づくり総合支援交付金調書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考
			歳 入			歳 出							
事業名	交付決定の額	交付率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち 交付金額	支出 済額	うち 交付金額	翌年度 繰越額	うち 交付金額額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「事業」欄には、交付事業の名称のほか、当該交付事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付事業に係る交付金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。  
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ交付金額を内書（ ）すること。



契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔事業実施主体〕 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約又は申込みに係る入札等への参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。  
ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。  
ただし、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。